

令和5年(行ウ)第126号 不当労働行為救済命令取消請求事件

原 告 全国一般東京ゼネラルユニオン 外一名

被 告 東京都

答 弁 書

令和5年5月22日

東京地方裁判所民事第19部B1係 御中

被 告 東 京 都

代表者兼処分行政庁 東京都労働委員会

代 表 者 会 長 金 井 康 雄

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目9番4号蚕糸会館9階

渡邊綜合法律事務所

上記訴訟代理人弁護士 渡 邊 敦 子

電 話 03-6867-8004

FAX 03-6867-8005

(送達場所) 〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎南塔37階

東京都労働委員会事務局審査調整課

電 話 03-5320-6990

FAX 03-5388-1760

上記指定代理人 中 村 優 子

同 澤 田 洋 二

同 棚 原 伸 郎

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

なお、原告らは、請求の趣旨1において、「令和2年（不）第104号事件について、令和4年7月19日付でした命令を取り消す」と記載するが、正しくは「決定」である。

第2 請求の原因に対する認否

被告東京都（代表者兼処分行政庁東京都労働委員会。以下「被告」という。）は、原告らの訴状「請求の原因」に対して以下のとおり認否・反論する。なお、略称等は、特に断りのない限り訴状の例による。

1 「はじめに」について

第1段落については、認める。

第2段落については、ALTの職務内容につき、英語等担当教員の指示に基づく生徒指導の補助業務（模範朗読、生徒の発音等の矯正、教材の文化的背景等の解説、対話練習、英文添削等）であるとの限度で認め、また、当該組合員らが東京都教育委員会（以下「都教委」という。）に直接任用されている地方公務員である点は認め、その余は不知。

第3・4段落については、不知。

第5段落については、第1文は認める。第2文及び第3文については、改正地公法が平成29年5月に公布、令和2年4月1日に施行され、これにより会計年度任用職員制度が創設されたこと、当該組合員らも令和2年4月以降、一般職の会計年度任用職員として任用された範囲で認め、その余は不知いし否認する。

第6段落については、東京都労働委員会が東京都による団体交渉拒否を追認したとの点は否認し、その余は認める。

第7段落については、東京都労働委員会が本件処分を行ったことは認め、その余は不知。

2 「第1 事案の概要」について

(1) 「1 当事者」について

(1)については、原告組合の本件審査の申立時（なお、東京都労働委員会における本件処分（以下「本件却下決定」ということもある。）に係る審査を以下「本件審査」という。）の組合員数は否認し、その余は認める。なお、本件審査申立時の組合員数は420名である。

(2)については、原告ALT支部の本件訴え提起時の組合員数は不知、その余は認める。

(3)の第1段落については、ダガティ組合員が、平成18年4月、都教委に特別職の地方公務員であるALTとして任用されて都立芦花高等学校で勤務し、その後も任用が更新されていた限度で認め、その余は不知。同第2段落については、令和2年4月からダガティ組合員が1年間の会計年度任用職員として任用されたことは認め、その余は不知。

(4)については、ドーラン組合員が、平成27年4月、都教委に特別職の地方公務員であるALTとして任用されて都立芦花高等学校で勤務し、その後も任用が更新されていたこと、令和2年4月より1年間の会計年度任用職員として任用されたことは認め、その余は不知。

(2) 「2 前提となる事実及び事実経過の概略」について

ア (1)（本件法改正前の原告ら及び東京都教育委員会の労使関係）について平成31年2月19日に団体交渉を申し入れた点は不知、その余は認める。

イ (2)（本件法改正後の原告ら及び東京都教育委員会の労使関係）及び(3)（本件処分）について

認める。

ウ (4)（ドーラン組合員及びダガティ組合員に対する雇止め）について

不知。

3 「第2 請求原因」について

(1) 「1 訴訟要件を充足すること」について

本件訴えの行訴法上の訴訟要件については、争わない。

(2) 「2 本件処分の違法性」について

ア 「(1) 東京都労働委員会の判断とその誤り」について

第一段落は認め、第二段落は争う。

イ 「(2) 従前の扱いと獲得された地平」について

第一段落は認め、その余は不知。但し、第四段落において、中央労働委員会の二つの判断について言及されているが、訴状に記載された「決定」日では特定できないため、本答弁書では認否を保留する。

(3) 「3 改正地公法施行後の状況」について

ア 柱書について

知らないし争う。

イ 「ア 許されない労働基本権の剥奪」について

知らないし争う。

ウ 「イ 労働基本権剥奪の具体的帰結」について

(ア) 「(ア) 労働協約締結ができない」について

会計年度任用職員が労働組合法の適用を受けないため、労働協約を締結することができないことは認め、その余は不知。

(イ) 「(イ) 労働委員会制度が利用できない」について

第一段落のうち、第一文及び第二文は認め、その余は不知。第二段落のうち、会計年度任用職員について労働委員会制度を利用できないことは認め、その余は争う。

(ウ) 「(ウ) 職員団体制度を強要される」について

第一段落は、特別職地方公務員に労働組合法の適用があること、会計

年度任用職員は労働組合法の適用が除外されることは認め、その余は不知ないし争う。

第二段落は、認める。

第三段落は、第一文記載のような規定が地公法に存在することは認め、第二文は不知。

第四段落は、認める。

第五段落は、地公法第55条第5項に、同段落記載のような規定が存在することは認め、その余は不知。

第六段落は、第一文は、地公法第53条第1項、同第55条第1項の規定が存在する限度で認め、第二文は不知。

(4) 「(4) 本件処分の違憲違法性」について
争う。

(5) 「(5) I L O の見解」について
不知。

第3 被告の主張

1 本件処分（本件却下決定）の違法事由について

原告らは、本件処分（本件却下決定）が、実質上労働基本権を否定するに等しい解釈運用であるから違憲違法であると主張するようである（「(4) 本件処分の違憲違法性」第一段落・訴状15頁）について）が、本件却下決定には取消事由たる違法は存在しない。以下、詳説する。

(1) 本件訴訟の審理対象

労働委員会が発した命令又は決定の違法を争う訴訟においては、当該命令又は決定についての違法事由の有無が審理の対象となり、却下決定については却下とされた理由の存否がこれに該当する。

すなわち、本件却下決定は、労働委員会規則第33条第1項第5号の「申立人の主張する事実が不当労働行為に該当しないことが明らかなるとき。」に該当す

るとして本件申立てを却下しているため、却下決定の取消請求である本件訴訟においては、この該当性の存否が審理の対象となる。

(2) 本件却下決定に取消事由たる違法がないこと

原告らは、東京都労働委員会に対し、会計年度任用職員の労働条件等に係る本件団体交渉申入れに都教委が応じなかつたことは、正当な理由のない団体交渉拒否（労働組合法第7条第2号）に当たるとして、本件審査を申し立てた。

そして、決定書においても認定したとおり、改正法（平成29年5月に交付され、令和2年4月1日に施行された「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」のこと。以下「改正法」という。）により、会計年度任用職員制度が創設された（改正後の地公法第22条の2第1項第1号）。この会計年度任用職員は、地公法第3条第3項に特別職として限定列挙された各職に含まれておらず、同法第3条第2項は「一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。」と規定しているから、会計年度任用職員は一般職の地方公務員であることが明らかであり、同法第4条第1項の「この法律の規定は一般職のすべての地方公務員に適用する」との規定により同法が適用されることとなる。この結果、会計年度任用職員には、同法第58条第1項の一般職の地方公務員に関する労働組合法の適用除外の規定が適用され、労働組合法は適用されない。

このように、会計年度任用職員には労働組合法が適用されないことが法文上明らかであるところ、本件審査の対象である9つの議題に係る本件団体交渉申入れを原告らが行った2年7月30日時点においては、都教委に任用されているALTは当該組合員らを含め全て一般職の地方公務員である会計年度任用職員として任用されていたから、労働組合法は適用されない。

また、本件審査において、本件団体交渉申入れにおける9項目の議題につき、改正法施行前の具体的な事象に関するものであるとか、本件団体交渉申入れ前や改正法の施行前から原告らが都教委に団体交渉を申し入れていたとの主張も疎明もなかつた。

そうすると、本件審査において審査を求められた申立事実である本件団体交渉申入れにおける9項目の議題は、いずれも労働組合法の適用が除外される会計年度任用職員であるALTに係るものであり、本件団体交渉申入れは労働組合法上の保護すなわち不当労働行為救済制度の対象とはなり得ない。

このように、改正後の地公法の明文規定によって労働組合法の適用がないと認められる以上、本件団体交渉申入れに対する都教委の対応は労働組合法第7条の禁止する不当労働行為に該当しないことが明らかであって、労働委員会規則第33条第1項第5号の「申立人の主張する事実が不当労働行為に該当しないことが明らかなとき。」である。そうである以上、行政委員会である東京都労働委員会は、申立てを却下せざるを得ないのであるから、本件却下決定に違法な点は何ら存しない。

2 原告らの本件却下決定（本件処分）が違憲違法であるとの主張について

原告らは、会計年度任用職員にも労働基本権が保障されるべきであり、本件処分には憲法上正当性が認められないと主張するようである。

しかしながら、改正後の地公法によって労働組合法が適用されないことが明文で示された会計年度任用職員に係る本件申立てについて、原告らの主張するような、労働基本権の保障をできる限り広く認めるのが憲法の趣旨にかなう等の理由によって、労働組合法を適用して不当労働行為救済制度の対象とすることは、行政機関である労働委員会の権限を逸脱するものであって許されない。

それにもかかわらず、原告らは、本件却下決定は会計年度任用職員に労働基本権を認めず却下決定したことは違憲違法であると主張するのみで、上記のような明文規定に従い法を適用した本件却下決定につき、いかなる取消事由たる違法があるか、具体的な主張をしていない。

3 結語

以上のとおり、本件処分の判断に取消事由たる違法は何ら存在しない。よって、原告らの請求は直ちに棄却されるべきである。

以 上

証 挑 方 法

証拠一覧表のとおり

附 屬 書 類

- | | |
|----------|----|
| 1 証拠一覧表 | 1通 |
| 2 乙号証の写し | 1通 |